

埼玉県立三郷工業技術高等学校同窓会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は埼玉県立三郷工業技術高等学校同窓会と称し、事務局を本校内に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、会報の発行。
- (2) 母校教育事業の後援。
- (3) その他必要と思われる事項。

(組織)

第4条 本会は下記の会員で組織する。

1. 正会員 埼玉県立三郷工業技術高等学校の卒業生をもって構成する。
2. 特別会員 埼玉県立三郷工業技術高等学校の職員及び旧職員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

- | | | |
|---------|-----|-------------------------|
| 1. 名誉会長 | 1 名 | 埼玉県立三郷工業技術高等学校長を推戴。 |
| 2. 会長 | 1 名 | 総会において決定する。 |
| 3. 副会長 | 若干名 | 幹事会の互選により選出、総会において決定する。 |
| 4. 監事 | 2 名 | 幹事会の互選により選出、総会において決定する。 |
| 5. 常任幹事 | 若干名 | 各卒業年度毎に幹事より1名を選出する。 |
| 6. 幹事 | | 各学級より2名選出する。 |
| 7. 庶務 | 2 名 | 会員中より会長がこれを委嘱する。 |
| 8. 会計 | 2 名 | 会員中より会長がこれを委嘱する。 |
| 9. 顧問 | | 歴代校長。 |

第6条 役員の仕事は以下のとおりとする。

1. 名誉会長、顧問は会長の諮問に答え、本会の運営に必要な助言を与える。
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
4. 幹事は会務を執行する。
5. 常任幹事は常任幹事会を組織し、本会の必要事項を企画審議する。
6. 監事は本会の事業並びに会計の監査に当たる。
7. 庶務は本会の運営に必要な事務を、会計は会計事務を執行する。

第7条 役員の仕事

1. 役員の仕事は2年間とする。ただし再任を妨げない。名誉会長はこの限りではない。
2. 欠員により補充された役員の仕事はその役員の仕事期間とする。

(会議の種類)

第8条 本会の会議は総会、常任幹事会、及び幹事会とし、その議決は出席者の過半数とする。

(総 会)

第 9 条 総会は年 1 回または必要に応じて臨時に会長がこれを召集し、会務の報告決定及び役員承認・予算の決定・会則改正、その他重要事項を議決する。

(幹 事 会)

第 1 0 条 幹事会は会長・副会長・常任理事・幹事・監事・庶務をもって構成し、会長が本会運営上必要と認めたときにこれを召集して、本会運営に関する事項を審議し決定する。

(常任理事会)

第 1 1 条 常任幹事会は会長・副会長・常任幹事・監事・庶務をもって構成し、会長が本会運営上必要と認めたときにこれを召集して、本会運営に関する事項を審議し決定する。

(会計・会計年)

第 1 2 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入金をもってこれをあてる。正会員は終身会費として 5,000 円を入会の際納入するものとする。会計年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会則変更)

第 1 3 条 本会の会則の変更は総会の決議によらなければならない。

付 則

1. 本会運営上必要な細則は別に定める。
2. 本会則は、平成元年 1 1 月 1 2 日より施行する。
3. 当分の間、幹事会をもって常任幹事会に代える。

細 則 慶弔規定

1. 正会員・特別会員が死亡したときには香料として金 5,000 円を霊前に供える。